

事前確認と早めの行動が大切です

風水害から命を守る備えを

問い合わせ 危機管理課 ☎072(740)1145

☑今一度、避難所を把握

6月は梅雨の季節。出水期を迎えます。避難所を事前に確認しておきましょう。

今年度も各小学校(明峰・多田小学校を除く)と明峰・多田中学校を避難所として開設します。

新型コロナウイルス感染症が感染症法の2類相当から5類に位置付けが変更になったため、感染症対策のための専用避難所は設けません。

体調が優れない場合、避難の際に、衛生用品を持ってきてください。

☑防災マップも必ず確認

土砂災害区域の他に、内水ハザード情報を掲載したハザードマップを新たに追加・作成しました。

内水ハザードマップは、下水道の能力を超える大雨に対して、浸水を想定される区域の皆さんに日頃からの備えや対策をとってもらうために作成したものです。河川周辺の浸水想定とは異なります。

防災マップと内水ハザードマップを併せて確認してください。

防災マップと内水ハザードマップは、市ホームページに掲載しています。

なお、紙面版は市役所4階の危機管理課で配布しています。

市ホームページからダウンロード可



大雨・大地震

あなたの住まいは耐えられますか

命を守る
耐震化を

問い合わせ 住宅政策課 ☎072(740)1205

阪神・淡路大震災の悲劇を繰り返さないために

耐震化の重要性を確認することになった阪神・淡路大震災から28年。近年、日本では大きな地震が頻発し、いつ誰が被災してもおかしくない状況です。

阪神・淡路大震災では、昭和56年5月以前の旧耐震基準に基づき建築された木造住宅の倒壊で、大きな被害が発生しました(同基準は56年6月に改正)。この教訓をもとに、市では平成12年度から順次、耐震診断や耐震改修の補助事業を実施。南海トラフ地震の危険が高まる中、住宅の耐震化を促進しています。

住宅の無料耐震診断と耐震改修費の補助

市では、住宅の所有者が耐震診断や耐震改修を行う費用の負担を軽減する支援を行っています。

▼簡易耐震診断

専門の診断員が住宅の耐震性を無料で診断します。市内の住宅で昭和56年5月31日以前に着工された戸建、長屋、共同住宅が対象。ただし、平

成17年6月1日以降に増改築した住宅などは対象外です。

▼耐震改修費等の補助

昭和56年5月31日以前に着工された、耐震性が低い住宅の耐震改修費などを補助します。耐震性を向上させる改修工事や屋根の軽量化などにかかる費用が対象です。

また、「県協力事業者グループ登録制度」に登録された事業者が計画策定と耐震改修を実施する場合、1回の申請で二つの補助制度が利用できる「耐震改修計画・工事費パッケージ型補助」を利用できます。

なお、「建替工事費の補助」を利用した場合、住宅金融支援機構の住宅ローン「フラット35」による金利優遇措置が受けられます。

補助の申し込み方法など詳しくは市ホームページへ。



住まいの耐震化相談会

住宅の耐震に関する不安や悩みを建築士などの専門家に相談できます。

日時 6月14日(水)午後1時~3時、28日(水)午後1時~4時(1人30分程度)

当日の気象や地震活動などによって中止する場合があります

防災・警報訓練のお知らせ

防災行政無線の全国一斉訓練放送

問い合わせ 危機管理課 ☎072(740)1145

市内25カ所にある防災行政無線のスピーカーから、訓練放送を実施します。

6/7 情報伝達訓練

内閣府が6月7日(水)午前11時ごろに実施。弾道ミサイル発射など緊急時の情報伝達を確認する訓練です。

6/15 緊急地震速報訓練

気象庁が6月15日(木)午前10時ごろに実施。「姿勢を低くし」「頭を守り」「動かない」など、地震の際に身を守る行動を今一度確認しましょう。Jアラート(全国瞬時警報システム)を通じて、一斉に自動配信します。放送内容が聞き取れない場合は、訓練時・緊急時ともに無料のテレホンガイド☎0120(367)889で確認できます。

緊急放流時の放流警報訓練

問い合わせ(独)水資源機構一庫ダム管理所 ☎072(794)6671

6/14 6月14日(水)に一庫ダムが緊急放流(異常洪水)時の放流警報訓練を実施。

訓練中は、一庫ダムから余野川合流点まで順番にサイレンやスピーカーを鳴らしますが、川に流す水の量は増やしません。

サイレンが鳴ったときはすぐに川から離れて

これからの季節、川遊びや川辺でのバーベキューなどを楽しむ人が多いでしょう。その時は晴れていても急な豪雨などで川が増水する恐れがあります。サイレンが鳴ったらすぐにその場を離れましょう。



空き家を活用してマイホームでの新しい生活

現在の耐震基準を満たし、空き家期間が6カ月以上の一戸建て住宅に対するリフォーム(改修工事)費用の一部を最大100万円助成します。申し込み方法など詳しくは市ホームページへ。



【若年・子育て世帯居住型】

築10年以上の戸建ての空き家を自分たちで住むために取得し(相続も含む)、改修する場合。

【事業所型】

築20年以上の戸建て空き家を店舗や事務所、賃貸など事業用に改修する場合。

【地域交流拠点型】

築20年以上の戸建て空き家を自治会やNPO活動の地域交流拠点として活用する場合。

コンクリートブロック

梅雨前に安全性の再確認を

問い合わせ 建築指導課 ☎072(740)1204

コンクリートブロックの土留め擁壁は危険です。安価で簡易に施工できますが、大雨や地震で崩壊する危険があります。自宅にコンクリートブロックがある場合は、

梅雨の前に、安全性を再点検して下さい。市域の大半は宅地造成工事規制区域に指定されているため、一定規模以上の造成行為は市の許可が必要です。